第3回

新会社法の概要とビジネスへの影響

新会社法による機関設計～中小企業のスリム化

リーガル・パートナーズ・グループ代表　保科勝巳

二〇〇五（平成十七）年六月二十九日、時代の変化に対応しきれなくなっていた商法第二編「会社」は、「会社法」（以下「新会社法」と略）という単一の法典として生まれ変わりました。

今回の大改正では、社会経済情勢の変化へ対応するために、会社に係る各種の制度のあり方について、体系的かつ抜本的な見直しが行われています。

これらの改正は、中小企業オーナーにとって、自社のスリム化を図るチャンスです。最終回は、新会社法にもとづき、会社の機関設計の方法を中心に説明します。

具体的なケース

私は和菓子屋を営んでいます。株式会社形態ではありますが、実際のところ、私が代表取締役で家内が監査役となって、二人で店を切り盛りしています。他に取締役二名がいますが、人数合わせのようなもので、友人に名前を借りています。

今回の会社法の改正で、会社の組織のあり方が変更されると聞きました。どのような方法がとれるのでしょうか？

株式会社の機関設計とは、法律上、会社自体の意思決定または活動と評価される組織上の地位のことです。会社の定款を見ると、株主総会（株主）、取締役会（代表取締役、取締役）、監査役会（監査役）といった機関が定められています。国の統治機関と比較すると、国民、内閣（内閣総理大臣、大臣）、裁判所（裁判官）に相当し、それぞれの機関は抑制均衡の関係にあり、運営されているのと同様です。そこで、従来は、株式会社の機関として取締役会を設置して三人以上の取締役を選任し、監査役を一人以上選任しなければなりませんでした。

もっとも、経営者（代表取締役）自身が大株主で会社の株式の七五%を保有しているようなオーナー企業も多数存在しているのが実態です。そこで、新会社法では、公開会社（注1）と閉鎖会社（注2）で異なる機関設計を認めることにしました。

〈注1〉公開会社とは、株式の譲渡について取締役会の承認を必要としない会社のことです。

〈注2〉閉鎖会社とは、株式の全部または一部の譲渡に取締役会の承認を必要とする会社のことです。

株式会社の機関設計

(1) 株式会社の機関設計として選択できる方法

株式会社の機関設計は、図1のとおりです。

オーナー企業の大多数は、株式譲渡制限が定款に定められている会社＝閉鎖会社です。最も選択肢が多く、自由に機関設計をすることが可能です。

なお、すべての株式会社において、株主総会の設置は必須です。また、いずれの機関設計を選択した場合でも、会計参与制度を任意に設置することが可能です。

(2) 新会社法における中小企業の機関設計

中小企業の機関設計を検討する際、考えるポイントは次の二つです。

①株主総会と取締役一人以上を置くこと。すべての会社で必須の条件です。

②取締役会（取締役三人以上）を設置するか否か？

スリム化を図ることを主眼と考えれば、有限会社と同様に、株主総会のほかに取締役一人でよいことになります。従来、取締役会で決めていたことのすべてを株主総会で決定することになり、株主の権限が強くなりますが、経営者＝株主の会社では問題になりません。

A　取締役会を置かない会社では、取締役が最低一人存在すればよいのです。監査役を置く必要はありません。

B　取締役会を設置する会社は、監査役か会計参与を置かなければなりません。

〈図1〉株式会社の機関設計

	大会社	中小会社
公開会社	1．株主総会＋取締役会＋監査役会＋会計監査人 2．株主総会＋取締役会＋委員会＋会計監査人	1．株主総会＋取締役会＋監査役 2．株主総会＋取締役会＋監査役会 3．株主総会＋取締役会＋監査役＋会計監査人 4．株主総会＋取締役会＋監査役会＋会計監査人 5．株主総会＋取締役会＋委員会＋会計監査人
閉鎖会社	1．株主総会＋取締役＋監査役＋会計監査人 2．株主総会＋取締役会＋監査役＋会計監査人 3．株主総会＋取締役会＋監査役会＋会計監査人 4．株主総会＋取締役会＋委員会＋会計監査人	1．株主総会＋取締役 2．株主総会＋取締役＋監査役 3．株主総会＋取締役＋監査役＋会計監査人 4．株主総会＋取締役会＋監査役 5．株主総会＋取締役会＋監査役会 6．株主総会＋取締役会＋監査役＋会計監査人 7．株主総会＋取締役会＋監査役会＋会計監査人 8．株主総会＋取締役会＋委員会＋会計監査人

〈図2〉中小企業の機関設計

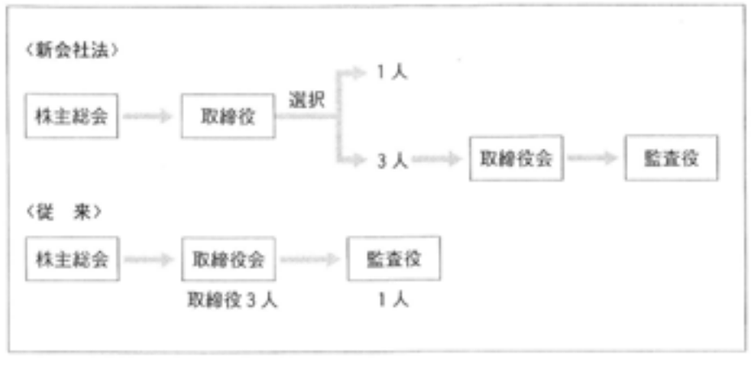

スリム化のポイント

(1) メリット

最もシンプルな機関設計を選択した場合、名目的な役員を選ぶ必要はありません。役員報酬を見直し、経費節減が図れます。もっとも、配偶者を役員から除外して賞与を支給した場合は「みなし役員」規定によって、従来どおり利益処分行為とされ、全額損金扱いとはなりませんので、注意が必要です。

また、株式譲渡制限が定款で定められている閉鎖会社では、役員の任期が最長一〇年まで延長できます。

従来、取締役の任期は二年、監査役の任期は四年と決められており、役員重任登記を怠った場合、登記懈怠（けたい）として罰則がありました。このような手続きも不要となります。

(2) デメリット

株式譲渡制限がある閉鎖会社へ移行した場合、株主が株式を譲渡する場合、必ず「会社の承認」を得る必要があります。

特に、事業承継対策として会社の株を父親（社長）から子へ贈与する場合、取締役会または株主総会を開催し、贈与について承認を得て、議事録を作成する等の手続きが必要となります。

機関設計を変更した場合は定款変更が必要

(1) 機関設計を変更し、新会社法のメリットを享受するために忘れてはいけないことが定款変更です。

定款は会社を作る場合に必ず必要なもので、会社の名称、所在地、事業目的など、会社の基本的なルールを定めたものです。公証役場で認証を受け、法務局へ提出したもので、「原始定款」と呼ばれます。

新会社法では定款の役割が一層重要になります。例えば、株式譲渡制限を付したり、役員の数や任期の変更をしたり、有限会社を株式会社へ移行したり、確認会社の解散要件の削除をしたり、すべて定款の変更手続きをとらねば新会社法のメリットを享受できません。

(2) 定款変更は株主総会を開催し、特別決議（議決権ある株主の七五%以上の賛成）による承認を得て、議事録を作成し、登記申請をします。公証役場の認証（収入印紙四万円＋手数料五万円）は必要ありません。